

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成12年10月1日作成)

法令名	土地改良法		
根拠条項	第109条		
許認可等の種類	農用地の形質変更の許可		
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第109条 第99条第12項の規定による公告があった後は、その公告があった交換分合計画において定める農用地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、その農用地の形質を変更してはならない。 (関連条文) ・ 土地改良法 第99条第1項(知事の認可)、第12項(認可公告) 		
審査基準	審査基準が法令の定めに尽くされているため設定しない。		
標準処理期間	総期間	30	日・月 (注: 休日は含まない。)
	経由機関		日・月
	協議機関		日・月
	処分機関	30	日・月 (各総合振興局及び振興局)
処分担当課	各総合振興局(振興局) 産業振興部農務課・調整課・農村振興課		
申請先	各総合振興局(振興局) 産業振興部農務課・調整課・農村振興課		
問い合わせ先	農政部農村振興局農業施設管理課用地財産G (電話番号: 011-231-4111(内線27-317))		
備考	農務課 — 石狩、日高、渡島、留萌、宗谷、オホーツク、十勝 調整課 — 空知、上川 農村振興課 — 後志、胆振、檜山、釧路、根室 (公表アドレス: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ssk/)		